

相模原市企業等立地促進条例(案)の概要について

1 制定の趣旨

本市は、将来にわたる持続的な市内産業の発展に向けて、平成17年10月に相模原市産業集積促進条例(平成17年相模原市条例第56号。以下「現行条例」という。)を施行し、市内に立地する企業等に対して不均一課税及び奨励金の交付を行うことを通じ、企業誘致を進めてきました。

今後、更なる市内産業の発展に向けては、リニア中央新幹線の開通を見据えた橋本・相模原におけるまちづくりの機会等をいかし、令和7年11月に策定した「リニア駅周辺まちづくりイノベーション戦略」等を踏まえた新たな産業政策を進めることが重要であり、従来の工業を中心とした産業集積の促進施策から研究開発型のイノベーション創出環境の構築を主目的とした企業立地施策への転換が必要となります。

他方、製造業は、市内産業の純付加価値額の約25%を占める基盤産業であり、製造業の立地は雇用創出等に対する効果も高いことなどから、引き続き、製造業の立地促進も不可欠です。

こうした状況を踏まえ、製造業を始め、業務機能、研究開発機能等を有する企業等に対して社会経済情勢に対応した奨励措置を講ずることにより、イノベーションの創出を図る環境を形成し、将来にわたる持続的な経済の成長を実現するため、現行条例の有効期間の満了に合わせ、新たに相模原市企業等立地促進条例を制定するものです。

2 相模原市企業等立地促進条例案の構成

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 奨励措置
- (4) 立地計画の認定
- (5) 奨励措置の適用の申告等
- (6) 立地計画の変更
- (7) 立地計画の認定の取消し

(8) 委任

(9) 附則

3 今後のスケジュール

令和8年 9月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
10月15日まで	
11月	市議会12月定例会議に条例案を提出
令和9年 4月 1日	条例の施行